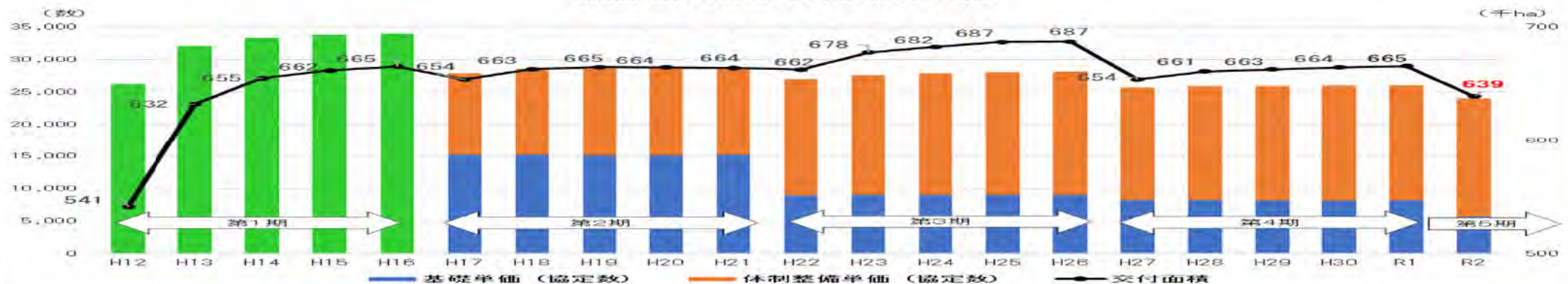


8. 中山間地域等直接支払制度の20年間の変遷

協定数及び交付面積の推移



第1期対策		第2期対策		第3期対策		第4期対策		第5期対策					
H12	H16	H17	H21	H22	H26	H27	R1	R2	R6				
次期対策への課題		2期対策での対応		3期対策での対応		4期対策での対応		5期対策での対応					
★今後とも継続実施すべき ○ 状況に変化はなく、基本的に制度を維持。 ★他施策との連携が必要 ○ 農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組の推進が重要。		★体制整備単価を導入 ○ 農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(10割)とし、それ以外は基礎単価(8割)とする仕組みを導入。 ★農地集積、法人化等に加算 ○ 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合法人を設立する場合の加算を新設。 ★集落マスタープランの作成を義務付け ○ 10～15年後の集落の将来像の明確化と、その実現に向けた5年間の活動内容を協定に位置付け。 次期対策への課題 ★高齢化で協定維持が困難 ○ 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行していることから、高齢農家の多くが協定から離脱することを懸念。		★体制整備の新たな要件を新設 ○ 活動等が困難となった高齢農家等を、集落で助け合う仕組みを協定に位置付けた場合、体制整備単価(10割)を交付するC要件を新設。 ★団地要件を緩和 ○ 「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば可)。 ★小規模・高齢化集落支援加算を新設 ○ 小規模・高齢化集落の農用地の保全を他の集落がサポートする場合の加算を新設。 ★離島平坦地等への取組拡大(H23～) ○ 生産条件が不利な離島の平地等も支援対象とする知事特認制度を充実。		★東日本大震災被災地での特例措置を創設(H24～) ○ 津波災害地域を対象とした特例を創設。 ★集落連携促進加算を創設(H25～) ○ 未実施集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う協定を支援する加算を新設。 次期対策への課題 ★人口減少・高齢化の更なる進行 ○ 担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。		★体制整備要件の見直し ○ 体制整備要件を見直し、農地集積や女性・若者等の参画を促す措置を導入。 ★集落連携加算の拡充 ○ 複数集落が広域の協定を締結し、農業生産活動等の体制づくりを行う場合の加算を拡充。 ★超急傾斜加算の新設 ○ 超急傾斜農地の保全等を支援する加算措置を新設※ H29より基礎単価で交付可能とする要件緩和。 ★受給上限の見直し ○ 担い手育成や地方創生等に資するよう、交付金の個人配分の受給上限を見直し。 ★交付金返還措置の見直し ○ 交付金返還の免責事由を見直し。 ○ 集落戦略を定めて広域で活動する集落について、交付金返還措置を軽減。		★地域営農体制緊急支援試行加算の新設(R1) ○ 次期対策への課題を踏まえた試行的な加算を措置。 <人材活用整備型> ○ 新たな人材の確保・活用に向けた体制整備等を支援。 <集落機能強化型> ○ 地域運営組織の設立等集落機能強化の取組を支援 <スマート農業推進型> ○ 省力化技術を導入した営農活動等を支援 次期対策への課題 ★人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化等 ○ 高齢化・人口減少を背景に、人員・人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化、農業収入の減少等本制度の実施に当たっての負担や不安が増大。これらに対応した取組が必要。		★体制整備要件の見直し ○ 対策期間を超えて農業生産活動の継続を促すため、体制整備単価の要件を「集落戦略の作成」に一本化。 ★前向きな取組への支援の強化 ○ 課題に対応し、より前向きな取組への支援として、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設、「集落協定広域化加算」を拡充 ★棚田地域への対応 ○ R1年施行の棚田地域振興法に対応し、対象地域に「指定棚田地域」を追加、認定計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。 ★交付金返還措置の見直し ○ 遡及返還の対象農用地を、協定農用地全体から該当農用地のみに変更。 ★事務負担の軽減 ○ 現地確認の省力化、協定書様式の見直し。	

9. 第4期対策（H27年度～R1年度）の最終評価の概要

1 活動の実績及び成果

- 【全体】
 - 2.6万協定（集落協定：25,405、個別協定：553）、60万人の協定参加者により、66.4万haの農用地が維持管理
 - 令和元年度中に、全ての協定において協定に定められた活動の目標が達成される見込み
- 【基礎的活動】
 - 耕作放棄の防止、水路7.3万km、農道6.7万kmの維持管理、多面的機能の増進
- 【体制整備】
 - 農業生産性の向上（A要件）
 - 1,034協定において、機械・農作業の共同化（84%）、担い手への農作業の委託（37%）や農地集積（26%）、農業生産条件の強化（24%）、高付加価値型農業の実践（16%）の取組が実施
 - 女性・若者等の参画を得た取組（B要件）
 - 397協定において、新規就農者等の確保（63%）、地場産農産物等の加工・販売（40%）、消費・出資の呼び込み（4%）の取組が実施
 - 協定活動の核となる人材が新たに1,050人確保
 - 団体的かつ持続可能な体制整備（C要件）
 - 16,396協定、31万2千haにおいて、農業生産活動等を継続し得る体制を整備（集落ぐるみ型：72%、組織対応型：20%、担い手型13%等）

- 【加算措置】
 - 集落連携・機能維持加算
 - 加算を受けていないものも含め、534協定、41,090haで「集落協定の広域化」に取り組み、1,579人の協定参加者、2,424haの協定農用地が増加
 - 集落協定の広域化等の取組によって、人員確保（55%）、機械・施設等の充実や事務局経費の確保（51%）、事務局機能の一元化（44%）などの効果
 - 30協定、586haで「小規模・高齢化支援」に取り組み、111集落が新たに本制度の取組を開始
 - 超急傾斜農地保全管理加算
 - 1,874協定、17,447ha（うち 田：63%、畑：37%）で法面の維持・補修（60%）、農産物の加工・直売（32%）、鳥獣害防止施設の維持（23%）等の取組を実施

- 【集落戦略等】
 - 2,812協定（全体の協定の11%）、316,881ha（全体の協定農用地の48%）において、集落戦略が作成済み又は作成中
 - 集落戦略の策定により、交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった（75%）、農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた機運が高まった（37%）、課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力が向上した（36%）等の効果
 - この結果、本制度への取組が23協定、526人、303ha増加
 - また、一農業者等当たりの上限受給額の拡大が、条件不利地の担い手への農地集積等に寄与

- 【農用地の減少防止効果】
 - 第4期対策においては、本制度により約3.9万haの耕作放棄の発生防止を含む約7.5万haの農用地の減少が防止されたことにより、農用地の多面的機能が維持・発揮された（※面積は推計値）（参考）7.5万haは、北海道を除く都府県の耕地面積の平均（7.2万ha／都府県）を上回り、愛知県（7.6万ha）、埼玉県（7.5万ha）、兵庫県（7.4万ha）の耕地面積に匹敵する面積

5 まとめ

- 本制度により、農用地の維持や耕作放棄の防止による多面的機能の維持・発揮が図られており、今後も同制度の継続的な実施が必要。一方、より効果的な取組の実施のためには、以下について検討が必要。
- ① 人口減少や高齢化による担い手不足を解消するため、集落戦略の策定等を通じて集落の将来像を明確化するとともに、**後継者の育成や外部人材の確保、関係人口の増加などの取組を促進**
 - ② 農村協働力（集落機能）が弱体化しており、集落協定の広域化や地域づくり団体の設立等を通じて、**集落機能を強化し、持続的・安定的な体制を構築**
 - ③ 条件不利な中山間地域においては、農作業の省力化や農業収入の減少が課題となっており、農地の集積、スマート農業の導入、高付加価値型農業等の推進により、**生産性や付加価値を向上する取組を促進**
 - ④ 本制度の実施にあたっては、事務負担や交付金返還措置が不安につながっており、より取り組みやすい制度になるよう**事務負担の軽減や交付金返還措置の見直し**

2 都道府県及び市町村による評価

- 都道府県（東京・大阪を除く）では、すべての都道府県が、管内の農業生産活動等の進捗状況等を踏まえ、本制度を「評価できる」とした（「おおいに評価できる」16%、「おおむね評価できる」84%）
- 市町村では、99%が、本制度を「評価できる」とした（「おおいに評価できる」25%、「おおむね評価できる」67%、「やや評価できる」8%）
- また、市町村においては100%、協定においては99%が、本制度の継続が必要と考えている（※ 中間年評価より）
- 耕作放棄地の発生防止や水路・農道等の適切な維持・管理などの農業生産活動の継続のほか、農業生産体制の整備や所得形成、人材確保など様々な観点から効果を発揮している

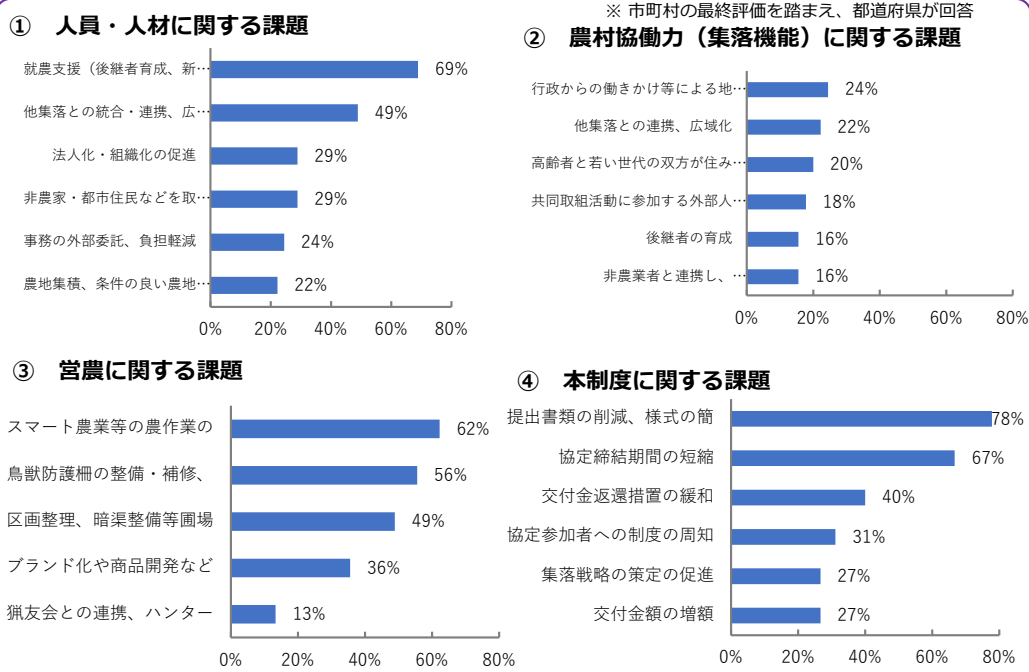
3 今後の課題

- 今後農業生産活動を継続的にやっていく上で、都道府県からあげられた主な課題は以下のとおり
- 背景

- ✓ 高齢化
 - ✓ 人口減少

- ① 担い手や集落活動のリーダーなどの人材の不足
 - ② 農村協働力（集落機能）の低下
 - ③ 営農にあたって、農作業の省力化や農業収入の減少
 - ④ 本制度を実施するにあたって、事務負担や交付金返還措置への不安

4 課題解決に向けて必要な取組



10. 中山間地域等直接支払制度の第5期対策の概要 ①交付要件、交付単価等

- 集落等を単位とする取決め(協定)を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、面積に応じて一定額を交付する仕組み。交付単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 令和2年度から第5期対策が始まり、棚田地域振興法への対応や前向きな取組への支援を強化。

交付要件

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

↑ 第5期対策より追加

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15° 以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8° 以上15° 未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象
注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付金の使途

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能(使途は、予め協定に定めておく必要。)

交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15°～)	11,500
	緩傾斜(8°～)	3,500
草地	急傾斜(15°～)	10,500
	緩傾斜(8°～)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°～)	1,000
	緩傾斜(8°～)	300

交付金交付の流れ



10. ②協定に定める活動内容

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合(集落戦略の作成)に交付単価の10割を交付。
- 第5期対策から、体制整備単価(10割単価)の受給要件を、「集落戦略の作成」に一本化。

① 農業生産活動等を継続するための活動 基礎単価 (単価の8割を交付)

- 農業生産活動等 (必須)
例：耕作放棄の発生防止活動、
水路・農道等の管理活動 (泥上げ、草刈り等)
- 多面的機能を増進する活動 (選択的必須)
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、
魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動 体制整備単価 (①+②の活動により単価の10割を交付)

- ①の活動に加え、集落戦略を作成

- ・ 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要。
- ・ このため、体制整備単価の受給要件を、第4期対策の「A要件(農業生産性の向上)、B要件(女性・若者等の参画を得た取組)、C要件(集団的かつ持続可能な体制整備)から1つ選択」から、第5期対策では「集落戦略の作成」に一本化。



【地図を使っでの話し合い】



【作成に向けて打合せ】

集 落 戦 略

- 集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針。
- 集落戦略については、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要。

集落戦略の項目

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の継続のための支援体制

※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本とし、事務負担の軽減を図る。

集落戦略の作成と活用のイメージ

- 1 協定参加者で話し合い
農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合い
- 2 集落戦略の作成、市町村へ提出
協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化
- 3 集落戦略を元に更なるステップアップ
集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現

10. ③加算措置

- 本交付金の対象となる基礎的な活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算される措置を講じている。第5期対策では、新設3つ・拡充1つ・継続1つの計5種類の加算を措置。
- 第5期対策では、中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化。

① 棚田地域振興活動加算（新設）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみのみ
対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田で1/20以上、畑で15°以上の農地
単 価：10,000円/10a（田、畑）

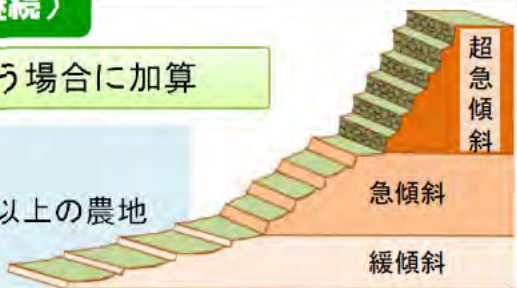


棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

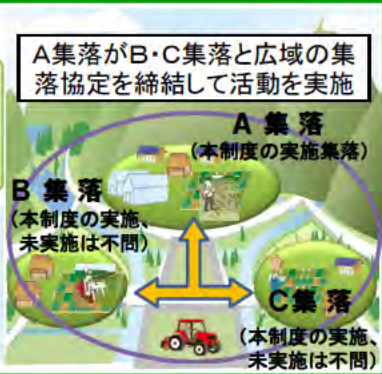
対象協定：集落協定、個別協定
対象農地：田で1/10以上、畑で20°以上の農地
単 価：6,000円/10a（田、畑）



③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみのみ
対象農地：集落協定農用地
単 価：3,000円/10a（地目にかかわらず）



④ 集落機能強化加算（新設）

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみのみ
対象農地：集落協定農用地
単 価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

- [対象活動の例]
- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
 - コミュニティサロンの開設
 - 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）など



地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

⑤ 生産性向上加算（新設）

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみのみ
対象農地：集落協定農用地
単 価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

- [対象活動の例]
- 農産物のブランド化、加工、販売
 - 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
 - 機械、農作業の共同化
 - 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

10. ④第5期対策のポイント

- これまでの制度の枠組みを維持しつつ、以下のような拡充・改善を図り、新たに第5期対策として実施。

制度の対象となる地域

- 制度の対象地域に、従来の地域振興8法に加え、令和元年8月施行の棚田地域振興法の「指定棚田地域」を追加。

協定に定める活動内容

- 体制整備単価（10割単価）を受給する要件を、従来の「A・B・C要件から一つ選択」から「集落戦略の作成」に一本化。

加算措置

- 棚田地域振興法の認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。
- 人材確保や営農以外の組織との連携体制の構築等を支援する「集落機能強化加算」を新設。
- 農地の集積・集約化や省力化技術の導入等の取組を支援する「生産性向上加算」を新設。
- 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援する「集落協定広域加算」を拡充。

交付金返還措置の見直し

- 交付金の返還免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地を「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更。

その他の運用改善

- 集落協定における所得超過者※が、協定内の他者の農用地で農業生産活動等を引き受けている場合、当該引受地分について個人配分が可能となった。

※同一都道府県内の都市部の勤労者の平均所得を上回る農業所得を得ている者

- 対策初年度の令和2年度において、事業計画の申請・認定前であっても、簡易な申請により、一定の範囲内での交付金の早期交付ができる特例を措置。
- 他調査の結果、写真、衛星画像等現地の状況が把握可能な各種資料等の活用により市町村の確認事務の負担を軽減。